［条を削る。］

第三款　刑事局

（刑事指導室）

第二十五条　［略］

２　刑事指導室においては、令第二十三条第二号及び第四号に掲げる事務並びにこれらの事務に関し必要な刑事資料の調査、収集及び管理に関する事務並びに同条第六号に掲げる事務のうち日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条の規定による合同委員会との連絡に関する事務をつかさどる。

［３・４　略］

（重大被害犯罪捜査企画官）

第二十六条　［略］

２　重大被害犯罪捜査企画官は、命を受け、令第二十四条第一号から第六号までに掲げる事務のうち個人の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる犯罪の捜査に関する重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（検視指導室）

第二十七条　［略］

２　検視指導室においては、令第二十四条第一号、第二号、第四号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち検視に関する事務並びに同条第九号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　略］

（特殊事件捜査室）

第二十八条　［略］

２　特殊事件捜査室においては、令第二十四条第四号、第五号及び第八号に掲げる事務並びに同条第一号、第二号及び第六号に掲げる事務のうち特殊な捜査手法が必要となる犯罪の捜査に関する事務（いずれも検視指導室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［３・４　略］

（指紋鑑定指導官）

第二十九条　［略］

２　指紋鑑定指導官は、命を受け、令第二十七条第一号に掲げる事務のうち指紋及び掌紋の鑑定及び検査に関する事務を助ける。

（ＤＮＡ型鑑定指導官）

第三十条　［略］

２　ＤＮＡ型鑑定指導官は、命を受け、令第二十七条第一号に掲げる事務のうちＤＮＡ型に係る鑑識資料の鑑定及び検査に関する事務を助ける。

（資料鑑定指導官）

第三十一条　［略］

２　資料鑑定指導官は、命を受け、令第二十七条第一号に掲げる事務のうち鑑識資料（指紋及び掌紋並びにＤＮＡ型に係るものを除く。）の鑑定及び検査に関する事務を助ける。

（官民連携推進室）

第二十二条　生活安全局情報技術犯罪対策課に、官民連携推進室を置く。

２　官民連携推進室においては、令第十九条第一号から第四号までに掲げる事務のうち民間事業者との連携に関する事務をつかさどる。

３　官民連携推進室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、官民連携推進室の事務を掌理する。

第三款　刑事局

（刑事指導室）

第二十三条　［同上］

２　刑事指導室においては、令第二十二条第二号及び第四号に掲げる事務並びにこれらの事務に関し必要な刑事資料の調査、収集及び管理に関する事務並びに同条第六号に掲げる事務のうち日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条の規定による合同委員会との連絡に関する事務をつかさどる。

［３・４　同上］

（重大被害犯罪捜査企画官）

第二十四条　［同上］

２　重大被害犯罪捜査企画官は、命を受け、令第二十三条第一号から第六号までに掲げる事務のうち個人の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる犯罪の捜査に関する重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（検視指導室）

第二十五条　［同上］

２　検視指導室においては、令第二十三条第一号、第二号、第四号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち検視に関する事務並びに同条第九号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　同上］

（特殊事件捜査室）

第二十六条　［同上］

２　特殊事件捜査室においては、令第二十三条第四号、第五号及び第八号に掲げる事務並びに同条第一号、第二号及び第六号に掲げる事務のうち特殊な捜査手法が必要となる犯罪の捜査に関する事務（いずれも検視指導室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［３・４　同上］

（指紋鑑定指導官）

第二十七条　［同上］

２　指紋鑑定指導官は、命を受け、令第二十六条第一号に掲げる事務のうち指紋及び掌紋の鑑定及び検査に関する事務を助ける。

（ＤＮＡ型鑑定指導官）

第二十八条　［同上］

２　ＤＮＡ型鑑定指導官は、命を受け、令第二十六条第一号に掲げる事務のうちＤＮＡ型に係る鑑識資料の鑑定及び検査に関する事務を助ける。

（資料鑑定指導官）

第二十九条　［同上］

２　資料鑑定指導官は、命を受け、令第二十六条第一号に掲げる事務のうち鑑識資料（指紋及び掌紋並びにＤＮＡ型に係るものを除く。）の鑑定及び検査に関する事務を助ける。